

事業所税Q & A集

目 次

1 課税対象	2 頁
2 納税義務者等	4 頁
3-(1) 課税標準 (資産割)	6 頁
3-(2) 課税標準 (従業者割)	8 頁
4 免税点	10 頁
5 非課税	11 頁
6 課税標準の特例	16 頁
7 共同事業および共同事業とみなされる事業	18 頁
8 消防用設備等及び防災施設等に関する事項	19 頁

参照法令等凡例

根拠法令等は、次のとおり略号をもって示してあります。

法・・・地方税法

令・・・地方税法施行令

規・・・地方税法施行規則

1 課税対象

Q 1 未登記の建物であっても課税対象となりますか。

A 事業所税の課税対象となる事業所用家屋に該当するかについては、不動産登記法上の建物に該当するかによって判定されます。したがって、未登記の建物であっても、不動産登記法上の建物として登記の対象となり得るものであれば、事業所税の課税対象となります。

Q 2 倉庫などの従業者が常駐していない事業所等も申告する必要がありますか。

A 事業所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かは問わず、事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫等をいいます。

従業者が常駐しない倉庫などであっても、通常それを管理する事業所等と一体となって事業の用に供されているため、申告する必要があります（事務所の所在地は、市内外を問いません。）。

Q 3 次のような場合の倉庫は、どのように取り扱われますか。

- (1) 1棟の倉庫を一定期間、倉庫業者より賃借し、専用する場合
- (2) 1棟の倉庫の内特定の教室又は一室の特定部分を一定期間倉庫業者より賃借し、専用する場合
- (3) 製品1個又は1ケース毎に料金を定め、倉庫業者に預託する場合

A 設問の場合は、次のように取り扱うべきものと考えます。

- (1)及び(2) 倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又は当該倉庫の部分等を使用している者の事業所等として取り扱います。
- (3) 倉庫業者の事業所等として取り扱います。

Q 4 モデルハウスは事業所用家屋として課税の対象となりますか。

A モデルハウスは、住宅の商品見本としての性格が強いことから課税の対象としないことが適当です。

Q 5 分譲ビジネスマンションは事業所税の課税対象となりますか。

A いわゆる分譲ビジネスマンションであって、居住用としての性格が強い実態があるものは課税対象としないことが適当です。

Q 6 ビルの管理業務の一部の委託を受けたビルメンテナンス会社が次の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所部分となりますか。

なお、当該部分の使用に関して特に賃貸借契約は締結されておらず、ビルメンテナンス会社が無償で使用しています。

- (1) 清掃作業人の詰所
- (2) 清掃用具の保管室
- (3) ガードマンの詰所、宿直室
- (4) 守衛室

(5) 空調機械等の操作、監視作業人の詰所、事務所

A 設問(1)～(5)に掲げる詰所等の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所部分ではなく、当該ビルにおいて事業を行う者の事業所等です。

Q7 「金融業等における宿直室のようなもの」や、「ガードマンの詰所・宿直室」も業務用と解されていますが、職員が交替で行う夜間警備等、自営のための宿直室も業務用として課税対象となりますか。

A 課税の対象です。

Q8 駅ビル、地下街等に公共の用に供される通路等の部分がある場合、その部分は課税の対象となりますか。

A 一般人の通行等のために供されている場合には課税の対象としないことが適当です。

Q9 貸ビルの空室部分は課税対象となりますか。また、共用部分を按分する場合に当該空室部分を専用部分に含めることはできますか。

A 貸ビルの空室部分は、課税対象となりません。また、共用部分を按分する場合には空室部分を専用部分に含めることが適当です。

Q10 使用者が決まっていない貸ビル内の場所指定の駐車場はどのように取り扱いますか。

A 使用者が決まっていない部分は、空き室と同様に取り扱います。

Q11 社屋の建替や改修により、仮店舗・仮事務所等により事業を行っている場合、課税対象となりますか。

A 仮店舗等の事業所床面積については、「仮」名称が付されているとしても、現に事業がそこで継続して行われているものであるから、課税標準の算定期間の末日において事業所用家屋として把握される以上、課税標準に含まれます。

Q12 法人市民税均等割が課税されている事業所で、固定資産税において家屋と認められないものについて、事業所税は課税されますか。

A 資産割の課税標準は事業所床面積です。そのため、設問の家屋に該当しない事業所においては、事業所床面積が存在せず、課税標準が無いことになるので資産割については課税されません。従業者割は対象となります。

Q13 老朽化した工場・倉庫等を購入し、工場についてはこれを取り壊し、新しい事務所兼工場を建築しましたが、倉庫については取り壊し費用が高額となるため放置してあり、使用する予定もありません。この倉庫については課税対象となりますか。

A 本来、現に事業の用に供するものについて課税するものであることから、事例のように、使用もされず現に廃棄同然のものについては、課税対象外として差し支えありません。

Q 1 4 屋根だけの設備の車庫はどのような取り扱いになりますか。

A 事業所用家屋が課税対象となるかについては、不動産登記法上の家屋（固定資産税の対象となる家屋）に該当するかによって判定されることとなりますが、登記簿に登記されているのはもちろんのこと、未登記のものであっても不動産登記法上、家屋として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。設問の車庫については、家屋には該当しないと思われるため、課税対象外です。

Q 1 5 建築工事現場等に設置される仮設事務所のようなものも課税されるでしょうか。

A 事業所税でいう事業所等とは、事業の必要から設けられる人的及び物的設備であってそこで継続して事業が行われる場所になります。したがって、事業所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性を有することが必要と考えられます。設置期間が2～3か月程度の一時的な事業のように供する目的で設けられる現場事務所等は事業所等として扱いません。建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物については、事業所税の性格に鑑み、1年未満のものについては同様に扱うことが適当です。

2 納税義務者等

Q 1 6 事業で貸ビル業を行っていますが、事業所税はかかりますか。

A 実際にその場を借りて事業を行っている法人や個人が対象となります。貸室は、貸ビル業者の事業の用に供しているものとは解さないため課税されません。ただし、ビルの管理室等、貸主が直接事業を行っている床面積が1,000㎡を超える場合は資産割が、その貸ビル業の従業者数が100人を越える場合は従業者割が課税されることになります。

なお、事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方は、その貸し付けを行うことになった日から1か月以内（異動の場合は2か月以内）に、当該事業所用家屋の床面積その他必要事項を記載した「事業所用家屋の貸付申告書」の提出が必要です。

Q 1 7 当社は市内に工場を開設しましたが、他のA社に経営を全面的に委託していて、当社の社員はその工場に1人も勤務していません。工場の所有権は当社にあり、固定資産税も当社が支払っています。納税義務者はどちらになりますか。

A 事業に係る事業所税の納税義務者は、建物の所有に関係なく、実際にその事業所等で事業を行っている方が対象となりますので、当該工場において事業を行うA社が納税義務者になります。

Q 1 8 製造業者(A)が所有する製品保管庫（2,000㎡）において運送業者(B)が荷役業務を委託されています。次の場合、事業所税の納税義務者はそれぞれA・Bいずれでしょうか。

Aの製造工場と製品保管庫が同一敷地内にある場合

Aの製造工場と製品保管庫が離れてある場合

A どちらの場合もAが納税義務を負います。

製品保管庫は製造業者(A)が所有していますが、当該製品保管庫において荷役業務を運送業者(B)に委託しています。Bの行う事業は単なる製品の荷役業務であり、当該保管庫を事業用家屋として使用している者はAとなると考えられるためです。

一般に、委託事業にかかる納税義務者については、委託業務の実施の状態により、当該事業所用家屋の使用、管理等の状態を把握して現に事業を行っている者であるか否かにより納税義務者を判定することになります。

Q 19 デパート等の売場において、いわゆるケース貸として他の事業者に営業させている場合、当該部分に係る資産割は誰に課税されますか。

A デパート等におけるいわゆるケース貸に係る部分は、当該床面積の使用について賃貸借契約が締結され、貸借人が当該部分の使用権を有する場合を除き、当該部分については、デパート等の経営者が資産割の納税義務者となります。

(「ケース貸」…デパート等のフロアーの一部に、商品ケース等を設けて営業をすること。)

Q 20 貸ビル内の地下駐車場で、以下の場合の納税義務者はどのように取り扱いますか。

(1) 当該地下駐車場で貸ビル業者の営業に係る駐車場であり、貸ビル業者がその管理責任を負っている場合

(2) 当該貸ビル業者の営業に係る駐車場でない場合で、各テナントにおける駐車使用部分が特定されている部分

(3) 当該貸ビル業者の営業に係る駐車場でない場合で、外来者のために無料開放されている部分

A (1) 管理責任を負う当該貸ビル業者が納税義務者となります。

(2) 各テナントが納税義務者となります。各テナントに係る当該駐車部分のほか、駐車場の通路に当たる部分の面積を、それぞれが占有する駐車場の面積の比によって按分することが適当です。

(3) 当該貸ビル業者が納税義務者となります。無料開放部分については当該貸ビル業者が管理責任を負う部分となります。

Q 21 事業を行う者と見られる者が単なる名義人の場合はどのように取り扱いますか。

A 事業所税において事業を行う者とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている者と考えます。しかし法律上事業所等において事業を行う者が単なる名義人であって、他の者が事実上当該事業を行っている場合には、名義人ではなく事業を行う者が納税義務者となります。

3-(1) 課税標準（資産割）

Q 2 2 5階建てのビルの2階の一部を借りている場合、このビル全体の階段とエレベーター部分、廊下等は全入居者の共用部分となりますか。

A 当該貸ビルにおける階段、エレベーター室、エレベーター前ホール、機械室、電気室等は、原則として入居者全員に係る共用部分として取り扱います。

なお、一のグループに係る共用部分と他のグループに係る共用部分とが明確に区分できる場合にはそれぞれ分けて取り扱います。

Q 2 3 屋根付の自転車置き場、工場内のトイレ、物置は、資産割の課税において事業所床面積に算入すべきですか。

A 工場内に附属する自転車置き場は、それが事業所用家屋の一部である限りその面積は事業所床面積に算入すべきものです。事業所用家屋の一部であるかについては、具体的には固定資産税の取り扱い上家屋として取り扱われているかによって判定されます。トイレや物置も事業所用家屋の一部として事業の用に供されている場合には課税の対象になります。

Q 2 4 塔屋、屋内屋、キャノピー、トラックターミナル等においては、どのように床面積を算定しますか。

A 設例のような場合の床面積の算定は、不動産登記法上の取り扱いを参考とし、個々の具体的事例について判断することとなります。一般的な取り扱いについては以下のとおりです。

(1) 塔屋：一室の面積の50%超で天井の高さが1.5m以上あるものは当該一室全体を床面積に算入します。その際、一室の一部が天井の高さ1.5m未満であっても、その部分は当該一室の床面積に算入します。

(2) 屋内屋：天井の高さが1.5m以上のものであるときはその部分は床面積に算入します。

(3) ガソリンスタンド等のキャノピー：不動産登記法上の家屋に該当する場合は、床面積に算入します。

(4) トラックターミナル：上屋の占める部分を床面積に算入します。側壁、支柱がなくとも荷捌き場としての用途に供しえるものであります。

Q 2 5 算定期間（事業年度等）の途中で、さらに同一ビル内の別フロアに事業所等を借り増しした場合は月割計算になりますか。

A 同一ビル内で、借り増しした場合は、事業所等の新設ではないので、月割計算は行わず、算定期間（事業年度等）の末日の床面積が課税標準となります。

Q 2 6 事業所が課税区域外に移転した場合や、火災等で滅失した場合の資産割はどのように取り扱われますか。

A 事業所等の廃止が行われたものとして取り扱って差し支えありません。

Q 2 7 次のような会社の合併の場合、事業に係る事業所税の課税はどのように取り扱われますか。

(1) A社がB社に吸収合併された場合

(2) A社とB社が対等合併し、C社を設立した場合

A 設例の場合の事業に係る事業所税の課税は次のようになります。

○ A社、B社が異なる敷地の場合

(1) A社については当該事業の廃止の日における事業所床面積及び当該廃止の日までに係る期間中にA社の社員に対して支払われた従業者給与総額を課税標準としてそれぞれ課税します。

B社については免税点の判定において、旧A社に係る事業所床面積及び従業者数を加算して判定すべきものですが、課税標準の算定においては、資産割については課税標準の算定期間の中途において事業所等が新設されたものとして月割計算を行い、従業者割についてはB社が直接支払った給与等のみを課税標準として取り扱うのが適当です。

(2) A社、B社及びC社について、それぞれ事業年度の末日における事業所床面積及び当該事業年度の期間中に支払われた従業者給与総額を課税標準として課税します。

○ A社、B社が同じ敷地の場合

(1) A社については当該事業の廃止の日における事業所床面積及び当該廃止の日までに係る期間中にA社の社員に対して支払われた従業者給与総額を課税標準としてそれぞれ課税します。

B社については事業年度の末日における事業所床面積及び当該事業年度の期間中に支払われた従業者給与総額（旧A社の社員についてはB社において合併後に支払われた従業者給与総額が対象となります。）を課税標準として課税します。

なお、資産割については、旧A社の既に申告納付済の分まで改めて負担を求めることとなること、また、「対等合併の場合」との均衡からも合併前の旧A社の事業所部分に対応する資産割については減免することが適当です（減免申請書の提出が必要です。）。

(2) A社、B社及びC社について、それぞれ事業年度の末日における事業所床面積及び当該事業年度の期間中に支払われた従業者給与総額を課税標準として課税します（「異なる敷地の場合」に同じです。）。

Q 2 8 未使用資産については免税点の判定及び課税標準は、どのようになりますか。

A 事業所税は、事業所用家屋の全部又は一部において現に事業所等の用に供するものに対して課されるものですが、例えば、工場に機械設備を設置したものの当該機械設備はいまだ稼動していないような場合であっても、当該家屋は工場の用に供していると解されるものです。現に事業所等の用に供していると認められない場合とは、貸ビルにあつて全く空室となっている場合や、新築の建物等で、なんらの施設も設置せず放置している場合等と解します。したがって、施設利用の実態にもよりますが、未使用資産分も合算した免税点判定を行った上、課税標準の算定においては休止施設の条件を満たした場合に、休止施設として取り扱うことが適当であると考えます。

3-(2) 課税標準（従業者割）

**Q 2 9 経理上未払金として処理されている給与等は、課税標準となる従業者給与総額に算入されま
すか。**

A 既に支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、当該課税標準の算定期
間中における従業者給与総額に算入すべきものです。

Q 3 0 デパート等に問屋などから派遣されている従業員の給与等は、どのように取り扱いますか。

A その従業員の給与等が問屋などから支払われている限り、派遣元の問屋などの従業者給与等とし
て取り扱い、派遣先の従業者給与総額には含めません。

Q 3 1 役員に対する利益処分の賞与は、従業者給与総額に算入されますか。

A 役員に対する利益処分としての賞与は、従業者給与総額に算入しないことが適当です。

**Q 3 2 退職者に対して支払われるベースアップの差額は、課税標準となる従業者給与総額に含まれ
ると解してよいでしょうか。**

A お見込みのとおりです。

Q 3 3 賞与等の引当金は課税標準となる従業者給与総額に含まれますか。

A 従業者給与総額に含まれません。

**Q 3 4 名目上本社等に所属するが、勤務の実態において設置期間が1年未満の建築現場事務所に常
時勤務する従業員についてはどのように取り扱うでしょうか。**

A 法及び同法施行に関する取り扱いについての依命通達においては、事業所税の課税標準となる従
業者給与総額について、「勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合の当該施設の従業者（例え
ば常時船舶の乗組員である者）に対して支払われる給与については含まれない」とされています。

設問の場合の建築現場事務所は、課税の対象となる事務所等に該当せず、また、設問の場合の従
業員は建築現場事務所の従業員と解されますので、当該従業者に係る従業者給与総額は課税の対象
となりません。

Q 3 5 次のような出向社員の給与等についてはどのように取り扱うでしょうか。

**(1) A社の社員がB社に出向し、当該社員に係る給与等はA社が支払い、B社はA社に対して当該
給与相当分を経営指導料等として支払っている場合**

**(2) A社の社員がB社に出向し、当該社員に係る給与等は、A社及びB社が一部ずつ支払っている
場合**

A (1) 一般的には、出向元の社の従業者給与として取り扱われるものですが、当該経営指導料等が
法人税の取り扱い上（法人税基本通達9-2-45）給与として取り扱われる場合は、当該出向先
のB社の従業者給与として取り扱います。

この場合、当該経営指導料等の額を出向元のA社の従業者給与総額から控除するもの

です。

(2) A社及びB社が支払っている給与等をそれぞれA社及びB社の従業者給与総額に算入します。

Q 3 6 従業者給与総額の算定について、外国又は課税区域外に長期間出張し、又は派遣されている従業員の給与等はどのように取り扱いますか。

A 外国又は課税区域外に派遣されている従業員の給与等のうち、当該派遣期間に係る給与等は従業者給与総額に算入しないことが適当です。

また、出張に係る従業員の給与等については、当該出張が派遣と同様と認められる場合を除き、従業者給与総額に算入すべきものです。

Q 3 7 従業者給与総額の算定について、外国又は課税区域外に長期間出張し、又は派遣されている従業員の給与等の取り扱いについては、従業者給与総額に算入しないこととされていますが、単なる出張であるのか又は長期出張であるのか、あるいは出張であるのか派遣であるのかについて具体的な認定基準はありますか。

A 出張であるのか派遣であるのかについては、個々の企業の人事管理の形態によっても異なるため身分関係、職務関係等を総合的に勘案するより他に方法がないものと考えられます。また、単なる出張であるのか長期出張であるのかの判断についても、一律的な基準の設定は困難であり、個々の具体的なケース毎に判断することとなります。

ただ、長期出張であるか否かによる取り扱いの違いは、指定都市等の行政サービス等との受益関係に着目した結果であると考えられるため、事業年度中において、当該指定都市等内の事業所等で職務に従事した事実があるかないかによって判断することも1つの方法であると考えられます。

Q 3 8 65歳以上の使用人兼務役員は「役員」と解してよいでしょうか。また、使用人として支払われた給与等の扱いはどのようになりますか。

A 設問の場合は、役員と解します。また、使用人として支払われた給与等についても従業者給与総額に含まれるものです。

Q 3 9 次に掲げる手当等は従業者給与総額に算入されますか。

- (1) 通勤手当
- (2) 住居手当
- (3) レクリエーションの費用
- (4) 観劇等の入場券の交付
- (5) 食事代（食券交付）

A 住居手当は全額従業者給与総額に算入することになりますが、その他については所得税法上の給与所得の範囲に含まれる部分についてのみ、従業者給与総額に算入することになります。

Q 4 0 従業者割において、事業年度の中途に退職した者はどのように算定することになりますか。

A 免税点の判定の基礎となる従業者数には含まれませんが、それでも免税点（事業所の合計従業者

数が100人以下)を超える場合は、該当者の退職時まで支払われた給与等は従業者給与総額に含めて算定することになります。

Q 4 1 建築現場事務所を設置することなく建築工事が行われている事例（小規模な建築工事、改装工事、補修工事等。従業者は、通常工事現場へ直接出勤。）においては、現場作業に従事する従業者は、本社（又は管理する事務所）に属する従業者として、その者に支払われる給与等は課税標準に含めることになりますか。

A 勤務の便宜上工事現場へ直行する場合が多いとしても、本社又は管理する事務所に属する従業者として取り扱うことが適当です。

Q 4 2 A社は各県に1名ずつ常駐者がいますが、これらの者は現地採用で本社には年に1回か2回程度出社するだけで、これらの者の勤務すべき事務所はありません。これらの者の給与は、毎月本社より支払われています。これらの者の給与は、本社の従業者給与総額へ含まれますか。

A 当該事業所等の従業者であるためには、必ずしも当該事業所等に現実に勤務する者であることは必要とせず、労働法上のいわゆる支配従属関係にあり、給与等が支払われていること等のみをもって足りることとなります。

ところが、他に一定の施設がある場合において、当該施設に勤務する者の給与等の額は、当該施設が事業所等とはいえないものである場合には、当該者が所属する事業所等の従業者給与総額には含めないこととされており（取扱通知第9章3(6)イ(ウ)）、設問の場合も、本社の従業者給与総額に含めないこととなります。

4 免税点

Q 4 3 課税標準の算定期間の末日のみ臨時従業員を雇用しない、あるいは、極端に少なくする等の事業所の取り扱いはどのようになりますか。

A 年間を通じて雇用している臨時従業員等について課税標準の算定期間の末日のみ雇用しないことは、租税の回避が行われたと考えられます。このような場合は、法第701条の43第4項及び令第56条の73の規定によって「従業者の数に著しい変動がある事業所等」に該当する場合が多いと考えられます。その場合には、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該課税標準の算定期間に属する月の月数で除して得た数を使って免税点判定をすることとされています。

Q 4 4 免税点の判定に際し、年齢65歳以上の者に該当するかについての判定はどの時点において行いますか。また、課税標準の算定において控除される給与等の具体的算定はどのようになりますか。

A 免税点の判定に際し、従業者が年齢65歳以上の者に該当するかについての判定は、課税標準の算定期間の末日において行います。

また、課税標準の算定においては、従業員の給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日において、年齢65歳以上の者に該当することとなる従業員について、その従業員に係る給与等のうち、当該期間以降に係る給与等の額を控除するものです。

Q 4 5 課税標準の算定期間（事業年度等）の末日に、事業所の新設・廃止等の変動があった場合は、それぞれ免税点判定に含まれますか。

A 課税標準の算定期間（事業年度等）の末日に以下のような変動があった場合の免税点の判定は、次のとおりになります。

	資 産 割	従業員割
末日に廃止された事業所	含める	含める
末日に新設された事業所	含める	含める
末日に退職した従業員	—	含める
末日に採用された従業員	—	含める
末日に非課税となった施設	含めない	含めない
末日に非課税でなくなった施設	含める	含める
末日に高齢者に該当することになった従業員	—	含めない
末日に課税団体外へ配置された従業員	—	含めない
末日に課税団体内へ配置された従業員	—	含める

5 非課税

Q 4 6 研修所と保養所を兼ねて「研修保養所」の名称を使用している場合、福利厚生施設として非課税になりますか。

A 名称にかかわらず、当該施設が従業員の保養を主目的とする従業員の福利厚生施設であると認められない場合、業務用施設として課税対象になります。

保養所として宿泊施設を有していても、昼間において宿泊施設を会議室等として使用するなど、福利厚生と業務用を兼用する施設は福利厚生施設であると認められず、業務用施設として課税対象になります。

Q 4 7 福利厚生施設のうち、更衣室、浴場等については、業務用施設か否かの判断基準はどこに置きますか。

A あくまでも当該施設の使用形態の実態等によって判断されなければなりません。一般的にデパートや銀行等において就業規則等でユニフォームの着用が義務付けられている者に係る更衣室や、鉱工業等における現業部門に限定して設けられている浴場等は業務にかかる施設として取り扱うべきであると考えます。ユニフォームを着用していても、就業規則等で義務付けられていなければ、福利厚生施設として取り扱います。

Q 4 8 A社は事務室の一部を移動用ロッカーで区切って更衣室としています。また、メーカーから貸与されている清涼飲料用の自動販売機を廊下の一角に設置しています。これらの専有する床面積を福利厚生施設の床面積として、非課税の適用をして差し支えないでしょうか。

A 設問の場合の更衣室は、単に事務室の一部を移動用ロッカーで区切ったに過ぎないものであり、他の場所へ移動することも考えられます。

また、自動販売機についても、一般的には、お尋ねのようにメーカーから貸与されているものであり、廊下あるいはホールの一隅に設置されているような場合は、他の場所へ移動することも考えられるものです。

このように、一定の場所に固定しない更衣室及び自動販売機の占有する床面積を福利厚生施設に係る非課税部分として事業所用家屋の床面積から控除することは適当でないと考えられます。

Q 4 9 A社は事業所内に理容室と売店を持っています。非課税該当部分の床面積はどのように算定するでしょうか。また、非課税施設を課税標準の特例施設（1／2）に置き換えた場合はどのようになりますか。

事務室	理容室	作業室	出入口
	廊下		
	コンピューター室	売店	

A 設問の場合の非課税施設面積は、当該施設の面積のみ（理容室＋売店）で、廊下等の共用部分は按分されません。また、課税標準の特例の適用を受ける施設とした場合も同様です。

Q 5 0 B社は一棟の建物内の大半を福利厚生施設として使用しています。非課税該当部分及び課税部分の床面積はどのように算定しますか。

会議室	理容室	娯楽室、運動室		出入口
	廊下			
	休憩室	湯沸室	売店	

A 一棟の大半を福利厚生施設として使用しているような場合においては、一般的に業務用部分を除き、非課税施設として取り扱うことが適当となります。課税部分は会議室部分のみであり、共用部分は按分しません。

Q 5 1 農協や法人である労働組合等が経営する会館内の食堂、宴会場、売店、宿泊室、結婚式場、ロビー等は非課税とされる福利厚生施設の中に含まれるでしょうか。

A 設問の施設については、これらの施設が専ら農業協同組合等の構成員の福利又は厚生のための施

設として利用に供されていると認められる限り、非課税とされる福利厚生施設に含まれるものです。

Q 5 2 公益社団・財団法人が収益事業として不動産賃貸業（ビルの一部を貸し付ける。）を行っている場合、ビルの維持管理施設は事業所税の課税の対象となりますか。

A 公益社団・財団法人が営む当該収益事業は、事業所税の課税の対象となります。したがって設問の場合、非課税とされる施設を除いて事業所税の課税の対象となります。冷暖房調整設備など、ビルの維持管理のための施設のうち、一定の消防設備や防災施設は非課税とされています。その他の部分に係る事業所床面積については、これを収益事業に係る部分とその他の部分に分別し、収益事業に係る分については課税の対象となります。

Q 5 3 （農業用施設）法第701条の34第3項第11号の農業生産用施設について、次のものは非課税となりますか。

- (1) 種苗の販売を業とする種苗会社において、採取した種子を保管する低温保管施設
- (2) 飼料改良のための鶏舎豚舎牛舎等を有し、家畜を飼育し、飼料を改良するための種々のデータを収集する業を行い、生産された卵・食用豚・牛乳等は農協を通じて出荷している場合の鶏舎等

A (1) 販売用の商品である種子の発芽を防止するための低温保管倉庫は非課税とはなりません。
(2) 農業の生産活動を行っているものと考えられるため、これに係る畜舎については、直接その生産の用に供する施設として非課税となります。

Q 5 4 農業協同組合が、組合事業として醤油の製造及びプロパンガスの供給を行っていますが、これらの施設は非課税の対象となりますか。

A 本項の非課税となる施設は、組合員である農林水産業者の共同利用に供する施設に限るものであり、設問の施設については該当しません。

Q 5 5 （卸売市場）法第701条の34第3項第14号の施設について、卸売市場の中にある事務所は非課税となりますか。また、卸売市場の外にある事務所はどのような取り扱いになりますか。

A 卸売市場法に規定する卸売市場については、事務所も含めて全面的に非課税とされています。
一方で、卸売市場の外に設置されている事務所は、卸売市場そのものとは考えられないため課税対象となります。

Q 5 6 （一般自動車運送業）法第701条の34第3項第21号の施設について、運送業の場合、事務所以外は非課税と解してよいでしょうか。さらには、その施設に従事している従業員も非課税になりますか。

A 設問の運送業が第21号に規定する運送事業であれば、事務所以外の施設はすべて非課税となり、具体的には、例えば、営業所、車庫、保管所、荷扱所、上屋、労務員詰所、修理工場等です。これらの施設に係る従業員も非課税となります。

ただし、この場合、修理工場については直営に限られているので、委託等による修理工場は該当

しません。

Q 5 7 (一般自動車運送業) 法第 7 0 1 条の 3 4 第 3 項第 2 1 号について。A 社は一般貨物自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業及び倉庫業を営んでいます。この A 社の Z 事業所においては、B 社の委託を受けて、B 社の工場から B 社の全国各特約販売店等への物流の中継業務を行っています。その際、A 社は B 社製品の保管庫として C 社 (倉庫業の免許はなし) 所有の倉庫を使用し、B 社から保管料を坪当たりの単価契約で受領しています。また、B 社はこの倉庫の一部を事務所として A 社から借り配送業務の指示を行っています。

この様な場合、保管庫の事業に係る事業所税はいずれが納税義務者となり、その取り扱いはどのようなになるでしょうか。

A 当該保管庫について、あくまでも保管責任を有するものが納税義務者です。保管責任の有無の判断に当たっては、B 社に支払われる対価の名目だけにとらわれることなく、従業員の駐留の状態、貨物の出し入れの指示は誰が行うか等実態を勘案して判断すべきものと思われま

す。事例の場合、これらの実態は明らかではありませんが、B 社が当該保管庫の一部に事務所を置き配送業務の指示を出していることから、保管料が賃借料としての性格を有し、B 社がこの事務所

Q 5 8 路外に設置された公共の用に供する駐車場について、次に掲げる営業形態の場合には、法第 7 0 1 条の 3 4 第 3 項第 2 7 号に規定する路外駐車場に該当しますか。

(1) 時間貸と月極貸とを行っている場合

(2) 昼間は時間貸、夜間は月極貸を行っている場合

A (1) 時間貸と月極貸とを行っている場合であっても、当該月極貸の契約内容が単なる料金支払の変形であって、その利用状態が時間貸と同様の場合は当該駐車場全体を路外駐車場として取り扱って差し支えありません。

なお、駐車場の一部について駐車部分が特定している場合又は駐車場全部が月極貸の場合は当該一部又は全部については路外駐車場に該当しないものです。

(2) 夜間において月極貸を行っている場合であっても当該駐車部分について、昼間は時間貸を行っている場合は、当該車場部分を路外駐車場として取り扱って差し支えありません。

Q 5 9 スーパー A の店舗の地下に併設された駐車場は無料駐車施設として駐車場管理人を配置しておらず、したがって、買い物客以外の駐車が拒まれることはありません。しかしながら、当該駐車場の看板には「A お客様駐車場」として料金を定めた事項 (料金は通常的时间貸し駐車場と比して妥当な金額であり、買い上げ金額による料金免除規定があります。) が記載されています。かかる事例の路外駐車場認定について教えてください。

A 現実には買い物客以外の駐車を拒んでいない以上、一般公共の用に供するとして非課税に該当します。なお、路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものを示し (駐車場法第 2 条第 2 号)、この場合、料金の差については問題にす

る必要はありません。

Q 6 0 農協の非課税施設常勤の数人の職員が朝夕出勤退所時に座る机が事務室内に1つの係として配列されていますが、特に区切られてはいません。従業者給与は全額非課税ではありますが、この部分の資産割床面積は非課税となりますか、課税（特例はあり）となりますか（非課税者の机の占める割合は8割以下です。）。

A 事例の資産割は非課税対象施設（農林水産業者の共同利用に供する施設で一定のもの。法第701条の34第3項第12号）には該当しないと考えられますので、資産割は課税となり、課税標準の特例（協同組合等が本来の事業の用に供する施設。法第701条の41第1項表1）対象となります。

Q 6 1 ビル内のゴンドラ式駐車場の非課税部分の認定はどのように行えばよいでしょうか。なお、この駐車場の利用形態は、時間貸および長期優先利用が混合しています。

A 駐車場部分の1階の床面積（A㎡）に、時間貸部分（X㎡）と長期優先利用部分（Y㎡）を加えた面積に対する、時間貸部分の床面積の割合を乗じて求めた床面積を非課税部分と認定することが出来ます。なお、一台あたりの駐車スペースが概ね同一であれば、駐車台数により按分することも差し支えありません。

$$\text{非課税部分} = A \times \frac{X}{X + Y}$$

Q 6 2 市立遊園地、市民会館等の公共施設内に設けられた売店、食堂等（いずれも営利業者が経営）は非課税でしょうか、それとも、課税の対象となりますか。

A 公共施設内にある売店は、市民サービス、施設の利用上の利便を考慮して設置されたものであっても、それらの売店等を経営する業者の事業の用に供する事業所用家屋であると考えられるため、事業所税が課税される対象です。

Q 6 3 A食堂は数社から昼食弁当の仕出しを委託されていますが、この場合、A食堂は各企業の福利厚生施設として、非課税となりますか。

A 勤労者の利用に供する福利厚生施設のうち、事業を行う者からの委託を受けて行う事業にかかる施設（規24条の7第1項第3号）とは、事業主、企業グループ、健康保険組合又は職員共済会等（民法34条の法人）が設置した福利厚生施設であり、その管理運営を他のものに委託しているものとなります。設問の場合、A食堂は事業主等が社員のために設置した食堂であるため、非課税となりません。

Q 6 4 A社は、B社構内に事業所等を設け、従業員総数300名で事業を行っていますが、このうち200名は、B社から経営委託を受けた社員食堂に勤務し、残り100名はB社との賃貸借契約により借り受けた売店及びA社の事務所に勤務しています。

この場合、A社の事業に係る事業所税のうち、従業者割の算定はどのようになりますか。

A B社の社員食堂自体は、A社が事業を行うもの（B社）から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で、専ら勤労者の利用に供する福利厚生のための施設であることから非課税となります。

一方、A社がB社より借り受けた売店は、委託事業と異なり賃貸借契約による借り受けのため、B社の福利厚生施設とはならず、A社の独自の事業となります。したがって、A社の従業者のうち、経営委託を受けた社員食堂に従事する従業者を除いた従業者数による判定を行います。

本事例においては、非課税施設部分（社員食堂）を除いた従業者数（100人）が免税点以下であるため、従業者割についての納税義務はありません。

Q65 非課税対象であった施設が事業年度の中途に課税対象の施設となった場合、資産割の算定はどのようになりますか。

A 事業所税についての非課税判定は課税標準の算定期間の末日の現況によることとされています。年度の中途まで非課税規定の適用を受けるべき施設であったとしても、算定期間の末日現在において課税対象の施設となった場合は、通年で課税対象となります。

Q66 課税対象であった施設が事業年度の中途に非課税対象となった場合、又は非課税対象であった施設が事業年度の中途に課税対象となった場合、当該施設に係る従業者割は非課税となりますか。

A 従業者割についても資産割と同じく非課税規定の適用を受ける施設であるかについての判定は課税標準の算定期間の末日の現況により行います。しかし非課税対象期間の従業者給与は「当該非課税施設に係る従業者給与総額」として事業所税を課することができません。課税対象となった期間に支払われた従業者給与総額は課税となり、非課税対象となった期間に支払われた従業者給与総額は非課税となります。

6 課税標準の特例

Q67 （公害防止施設等）法第701条の41第1項の表第3号の施設について。

工場内に設置されている公害防止施設に係る事業所床面積は特例の対象となりますか。

A 企業が、生産活動等に伴って生ずる廃棄物等を自ら処理するために設置する公害防止施設については、専ら当該公害防止施設の用に供する事業用家屋内に設置されているものに限り、課税標準の特例の適用があります。したがって、工場内に設置されている公害防止施設は、一般的に特例の対象とはならないと解します。なお、この場合において、「専ら当該施設の用に供する事業用家屋」とは、おおむね8割以上が令第56条の53第1号から第6号までに掲げる施設の用に供されているものがこれに該当するとして取り扱うことが適当となります。

Q68 法第701条の41第1項の表第7号の施設について。

みそ、醤油、食用酢、酒類の製造用施設のうち、どのような施設が対象となりますか。

A みそ、醤油、食用酢、酒類の製造用施設で、直接これらの製造の用に供する原料処理、仕込み、発酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設が特例の対象となります。原料倉庫及び包装、瓶詰、樽詰の各工程に係る施設は含まれません。

Q 6 9 (木材市場等) 法第 7 0 1 条の 4 1 第 1 項の表第 8 号に規定する市場には卸売場、駐車場、休憩所等の附帯施設が含まれると解してよいでしょうか。

A お見込みのとおりです。

Q 7 0 (木材市場等) 法第 7 0 1 条の 4 1 第 1 項の表第 8 号に規定する、木材の販売若しくは製材を業とする者の事業の用に供する木材の保管施設については、原木はもちろん、合板（いわゆるベニヤ）も木材に含めて差し支えないでしょうか。

また、家具製造業者が、原木を自家で製材している場合においては、当該原木の保管庫は、課税標準の特例が適用されますか。

A 木材には合板も含まれます。

また、木材の保管施設に係る課税標準の特例は、木材の販売もしくは製材を業とする者がその事業の用に供する保管施設に適用されるものであり、設問の家具製造業者の原木保管庫はこれに該当しないので、適用はされません。

Q 7 1 (ホテル、旅館等) 課税標準の特例の対象となる旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業のように供する施設とはどのようなものですか。

A 旅館業法に規定するホテル営業及び旅館営業の用に供する施設で一定の施設は特例措置が講じられています。具体的には次に掲げる施設が対象とされています（それ以外は対象外となります。）。

(1) 客室

(2) 食堂（専ら宿泊客の利用する施設に限ります。）

食堂が専ら宿泊客の利用に供する施設に該当するかについては、その食堂に対する宿泊客の利用がおおむね 8 割程度以上あるかによることとされています。

(3) 広間（主として宿泊客以外の者の利用する施設は除きます。）

主として宿泊客以外の者の利用に供する施設とは、旅館の広間の利用形態が 5 割以上宿泊客以外の者（外部の者）によって利用されている場合の広間とされています。この場合の広間については特例の対象外です。

(4) ロビー、浴室、厨房、機械室（消防用防災用等の非課税該当は除きます。）

(5) その他これらに類する施設として、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びランドリー室が特例の対象となります。

Q 7 2 (倉庫業法に規定する倉庫) 法第 7 0 1 条の 4 1 第 1 項の表第 1 4 号について、どのような施設が対象となりますか。

A 倉庫業者が所有する倉庫に限らず、借り上げている倉庫も対象となります。

Q73 (タクシー事業) 法第701条の41第1項の表第15号について。

どのような施設が対象となりますか。

A タクシー事業の用に供する施設で対象となるものは、事務所以外の施設とされており、営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設等が特例の対象となります。

Q74 (タクシー事業) 法第701条の41第1項の表第15号について。

同一営業所内においてタクシー事業とハイヤー事業を兼業する場合、資産割の面積はどのように算定しますか。

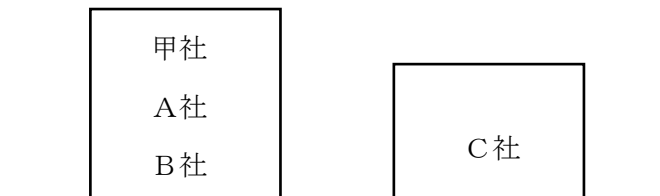
A ハイヤー事業については、本項の特例措置の適用はないものであるため、ハイヤー事業の用に供する部分は除外するべきです。

なお、タクシー事業の本来の事業の用に供する部分が不明である場合には、それぞれの台数により事業所床面積を按分する等、合理的な方法で算定することもやむを得ないものと考えます。

7 共同事業および共同事業とみなされる事業

Q75 A社、B社、C社は、甲社が100%出資する同族会社です。A社、B社および甲社は、同一の家屋に事業所があり、C社は別の家屋に事業所があります。床面積および従業者数は、それぞれ次のとおりです。4社の免税点判定および課税標準はどのようになりますか。

- 甲社：650㎡ 36人
- A社：400㎡ 58人
- B社：350㎡ 49人
- C社：200㎡ 14人

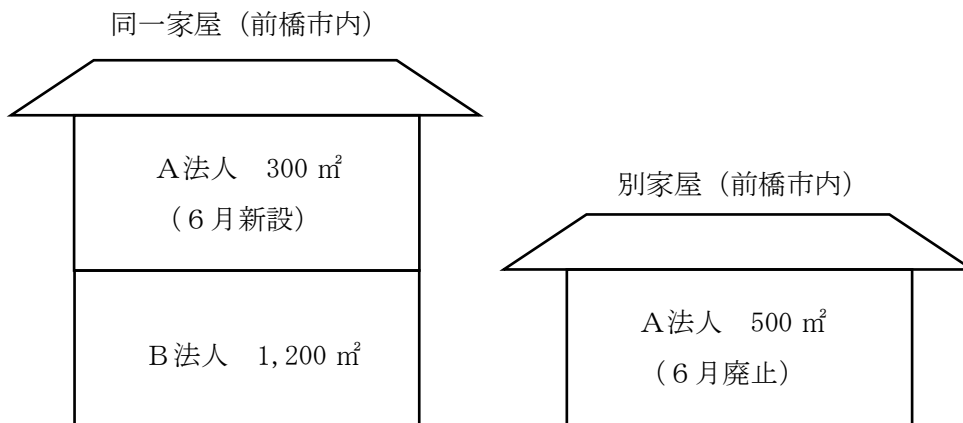


A 特殊関係者を有する場合、特殊関係者が同一の家屋で事業を行っているときは共同事業とみなされ、特殊関係者を有する者は、特殊関係者の事業所床面積（従業者数）を合計して免税点判定を行うこととなります。A社、B社およびC社は、甲社の特殊関係者であり、また、A社・B社・C社は互いに特殊関係者となります。甲社・A社・B社は同一の家屋で事業を行い、C社は別の家屋で事業を行っているため、免税点判定は次のとおりです。また、免税点を超える場合、課税標準は、特殊関係者を有する者が単独で行っている事業所床面積（従業者給与総額）のみとなります。

- 甲社：650 + 400 + 350 = 1,400 ㎡(免税点超) 36 + 58 + 49 = 143 人(免税点超)
- A社：400 + 350 = 750 ㎡(免税点以下) 58 + 49 = 107 人(免税点超)
- B社：350 + 400 = 750 ㎡(免税点以下) 49 + 58 = 107 人(免税点超)
- C社：200 ㎡(免税点以下) 14 人(免税点以下)

Q76 A法人(12月決算)は、事業所500㎡を廃止して、兄弟会社(注)であるB法人(1,200㎡)が入居する家屋に300㎡の事業所を新設した場合、申告は必要ですか？

A A法人については、「みなし共同事業」に該当し、資産割の免税点を超えるため、納付申告が必要になります。この場合、廃止した事業所についても月割で課税標準に含まれます。



A法人の免税点の判定 $300 + 1,200 = 1,500 \text{ m}^2$ (免税点超)

課税標準の算定 $(300 \times 6/12) + (500 \times 6/12) = 400 \text{ m}^2$

(注) A法人、B法人それぞれの発行済株式の50%超をC法人が保有しており、同族会社に該当するものとします。

8 消防用設備等及び防災施設等に関する事項（非課税規定）

Q77 オフィスビルの一部に飲食店等が入っている場合は、当該ビル全体の消防設備等が非課税対象となりますか。

A いわゆるオフィスビルの中に、飲食店等の防火対象物で多数の者が出入する事業所等がある場合において、当該オフィスビルである事業所用家屋が「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭50・4・15消防予第41号）により、消防法施行令別表第1（16）項イに掲げる複合用途防火対象物に該当する場合は、当該家屋全体に係る消防設備等が非課税対象となるものです。

Q78 次の設備等のように、消防用途の機能と一般用途の機能を兼用しているものに係る事業所床面積は非課税として取り扱ってよいでしょうか。

- (1) 消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源をも兼用している場合の当該水槽
- (2) 消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備、変電設備その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備
- (3) 消防用設備等の監視、操作等と空調、保温等の監視、操作等を併せ行う総合操作盤
- (4) 消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せ行う排煙設備の風道等
- (5) パイプスペース又は配線シャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線と一般設備の配管又は配線と併せて格納するもの

A お見込みのとおりです。

Q 7 9 消防用設備等のポンプと一般給水用のポンプとが併設されているポンプ室について、消防用設備等に係る事業所床面積は、どのように算定したらよいですか。また、消防用設備等に係る非常電源設備と一般照明用等の電源設備とが併設されている電源室、消防用設備等の機器（排煙設備の排煙機等）と一般業務用の機器とが併設されている機械室等についてはどのように取り扱いますか。

A 設問のポンプ室、電源室、機械室等のように、消防用設備等と一般業務用の設備とがその設置場所を共用している場合には、それぞれの設備の規模（占用床面積等）に応じ、当該設置場所に係る事業所床面積を按分することが適当です。

Q 8 0 壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている消防用設備等の機器（消火栓箱、操作機器の格納箱、避難器具等）に係る床面積及びこれらの機器の操作面積については、事業所税の課税上どのように取り扱えばよいですか。

また、消火器等移動性消火用具に係る床面積についてはどのように取り扱いますか。

A 壁や天井等に埋め込まれ、又は取り付けられている消防用設備等の機器は、床面積がないものとして取り扱うため、非課税の対象にはなりません。

なお、これらの機器の操作面積については、消防署長等の命令により、当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、当該部分が有効に確保されていると認められる場合に限り、当該操作面積（最小限必要とされる部分に限ります。）は、規第24条の9第2号（消防に関する施設または設備）に該当するものです。

また、移動性消火用具については、その設置箇所に消防法施行規則第9条第4号に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場合に限り、その占用床面積は非課税とされるものです。

Q 8 1 特別避難階段又は避難階段に付室が設けられている場合、当該付室の部分も非課税の範囲に含まれますか。

A 特別避難階段にあつては、付室の措置がその構造上の要件であるので（建築基準法施行令第123条第3項第1号）、当該付室も非課税の範囲に含まれます。

また、避難階段の付室については、特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物につき、特定行政庁が避難階段に付室の措置を命じたような場合にあっては、規第24条の9第2号（消防に関する施設または設備）に該当するものとして、その2分の1の面積に対応する部分を非課税とすることが適当です。

Q 8 2 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に定める構造を有する傾斜路は、令第56条の43第3項第1号イに規定する避難階段等に該当すると解してよいでしょうか。

A お見込みのとおりです。

Q 8 3 消防用設備等の監視、操作等に係る総合操作盤等が中央管理室に設置されている場合、当該中央管理室に係る法第 7 0 1 条の 3 4 第 4 項の規定による非課税事業所床面積は、どのように算定しますか。

A 総合操作盤等の設置部分（占用床面積）については、その全部を非課税とし、残りの部分については、その 2 分の 1 の面積に対応する部分を非課税とすることが適当です。

Q 8 4 令第 5 6 条の 4 3 第 3 項第 1 号ロに規定する避難階における屋外への出入口に係る床面積とは、どの部分を示しますか。

A 当該出入口に扉、柱等で区画されている部分がある場合は、当該区画された部分の床面積が該当します。この場合については出入口の開口部に面した一定の部分（避難通路の幅に相当する部分）は、避難通路と認められます。特に区画がない場合は、当該出入口に係る床面積は存しないものです。

Q 8 5 令第 5 6 条の 4 3 第 3 項第 4 号に規定する非常用エレベーターには、建築基準法施行令第 1 2 9 条の 1 3 の 3 第 3 項の乗降ロビーは含まれると解してよいでしょうか。

A お見込みのとおりです。

Q 8 6 令第 5 6 条の 4 3 第 3 項第 5 号イに規定する「条例の規定に基づき設置する避難通路」とは、条例で設置を義務つけられた避難通路のみであり、任意設置のものは含まないと考えるのでよいでしょうか。

A お見込みのとおりです。

Q 8 7 避難通路の幅を条例で最小限保有しなければならないこととされている幅を超えて保有している場合、当該通路の全部を避難通路と認めて差し支えないですか。

また、廊下の幅について、建築基準法施行令第 1 1 9 条に規定する数値を超えて保有している場合も同様に取り扱いってよいですか。

A お見込みのとおりです。

Q 8 8 次の施設は、規第 2 4 条の 9 第 2 号に該当するものとして取り扱いって差し支えないですか。

(1) 建築物の構造、用途に応じ、避難等を確実にするために特定行政庁等から屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等

(2) 中央管理室の要件を充足しない防災センター等を有する場合において、特定行政庁等から防災サブセンター等の設置を命じられ、これらが一体となって中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター等及び防災サブセンター等

A 該当するものとして取り扱います。